

平成27年第2回瑞浪市教育委員会定例会会議録

(要点筆記)

日 時 平成27年2月20日(金) 13時30分開会

場 所 瑞浪市役所 全員協議会室

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 本日の会議録署名委員の指名

日程第3 議 事

出席委員(5名)

委員長	水 野 昌 代
1 番	加 藤 博 之
2 番	矢 野 元 子
3 番	五 嶋 久 年
4 番(教育長)	平 林 道 博

説明のため出席した者の職、氏名

事務局長	伊 藤 正 徳
学校教育課長	小 栗 茂
教育総務課長	酒 井 浩 二
社会教育課長	土 屋 泰 次 郎
スポーツ文化課長	工 藤 将 哉
学校給食センター所長	土 本 典 史

職務のため出席した事務局職員

教育総務課総務係長	羽 柴 千 世
〃 主事	長谷川 幸

委員長	<p>13時30分、本日の委員会定例会の開会を宣言する。</p> <p>—市民憲章朗誦—</p> <p>日程第1、前回会議録の承認を行う。 平成27年第1回教育委員会定例会の会議録の承認は、1番加藤博之委員と2番矢野元子委員が承認の署名を行う。</p> <p>—署名—</p>
委員長	<p>日程第2、本日の会議録署名委員の指名を行う。 本日の会議録署名委員は、委員長において、3番五嶋久年委員と4番平林道博委員の2名を指名する。</p>
委員長	<p>それでは、日程第3、「議第5号 瑞浪市加知奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び「議第6号 瑞浪市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の2議案を議題とする。 事務局に説明を求める。</p>
教育総務課長	<p>議案資料により説明する。</p>
委員長	<p>本案について、質疑はあるか。</p>
加藤委員	<p>規則では、「本市に住所を有する」とあるが、募集要項には「本市に1年以上、住所を有する」と記載してある。規則に募集要項と同様に明記しなくてよいか。また、1年以上住所を有する根拠を説明願う。</p>
教育総務課長	<p>「住所を有する期間」及び「学力優秀」の基準については、第15条に「この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。」とし、詳細については要項や内規に定めて運用している。 「1年以上住所を有する」ことの根拠は、住民票を一時的に異動させ奨学金の申請することを防止するものであり、瑞浪市に定住していることを確認するためである。</p>
加藤委員	<p>支給期間は、規則に明記してあるか。</p>
教育総務課長	<p>第4条に明記してある。</p>
加藤委員	<p>入学時にしか申請出来ないのか、在学中でも申請出来るものか。</p>
教育総務課長	<p>在学中でも申請出来る。</p>

矢野委員	両親が市外に住所を有し、本人が瑞浪市の祖父母の家に住んで学校に通う場合は支給対象となるか。
教育総務課長	生計維持者（養育者）の住所が市内にあることが条件なので、市外に住所を有する両親が生計維持者であれば支給対象外となる。
教育長	判りやすく例に挙げると、市内の学生寮に住所を異動し瑞浪市の住民となっても、保護者が市外に住所を有している場合は支給対象外である。 両親が亡くなっていて祖父母や叔父叔母に扶養されている子どもの場合を例に挙げて事務局から説明する。
局長	規則の中では、第2条第1項のかっこ書き「これに相当すると市長が認める者を含む。」で、両親が亡くなって瑞浪市内に住所を有する祖父母等が生計を維持している場合については、支給対象者としている。
五嶋委員	「誓約書」の中の「連帯保証人」の意味は何か。 不正受給をした場合の連帯保証なのか、修学年限中奨学生として真面目に勉学に励むことについて連帯で責任を負うという意味なのか。
教育総務課長	瑞浪市の奨学生として勉学に励んでいただくための連帯責任という意味もあるが、事情により途中で退学・休学をしていて異動届が出る前に支給してしまっていた場合には、債権が発生するため、連帯保証人を立てていただくものである。
五嶋委員	留学した場合などには「異動届」を提出し不正に受給出来ない制度となっているが、届けを出さないと解らない。受給途中で引き続き在学し、ちゃんと勉学しているかを確認していないか。
教育総務課長	毎年度始めに成績証明書と在学証明書の提出してもらっている。
加藤委員	在学中に成績が3.5を下回った場合支給を止めるのか、どの程度の成績があれば継続支給するのか基準を設けているか。
教育総務課長	病気等の理由により休学した場合は休学の期間は支給を停止するが、成績が3.5を下回ったからといって支給を停止しない。
局長	経過を見つつ継続して支給している。 最終的には卒業して社会に出ていただくことを目標にしているので、成績の振るわない方には個々に聞き取りなどを行い、励ましの手紙を出すなど個々に対応し支給停止することはしない。
委員長	その他に質疑はないか。

各委員	—質疑なし—
委員長	<p>それでは、質疑を終結し採決を行う。</p> <p>「議第5号 瑞浪市加知奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び「議第6号 瑞浪市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の2議案を原案のとおり承認することに異議はないか。</p>
各委員	—異議なし—
委員長	<p>ご異議ないものと認める。よって、「議第5号」及び「議第6号」は、原案のとおり決する。</p> <p>つづいて、「議第7号 瑞浪市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とする。</p> <p>事務局に説明を求める。</p>
学校教育課長	議案資料により説明する。
委員長	本案について、質疑はあるか。
加藤委員	第2条にある「(授業料)」の額は、3月議会で決定されるのか。所得に応じて授業料が決定するということでよいか。
局長	<p>条例中、授業料（利用者負担額）は別途規則に定めることとなっている。</p> <p>今回は、子ども・子育て支援の新制度の施行に伴い、国の示す基準により改正するもので、授業料は「瑞浪市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例」中、「瑞浪市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則に定める」ことを明記することなどについて議会に上程することに意見を求められているものである。</p> <p>規則は、社会福祉課の所管で別途定めることとなっているが現在検討中とのことであるので、決定後に教育委員会に提示することとする。</p>
教育長	<p>一律であった授業料を応能負担とすることとなった。</p> <p>授業料の日割り計算をすることの規定を設け、休日を規定する法律の変更が改正の趣旨である。</p>
委員長	今まで幼稚園は一律の授業料であったものが、保育園の保育料同様に所得に合わせて決定するという条例改正という解釈でよいか。
局長	今回、国の「授業料算定の基準」が新たに定められたことにより、保育料同様に市民税の所得割額の階層区分によって授業料を定めるもので

あり保育料と同様な決定方法となる。

教育長

瑞浪市では、幼稚園と保育園を合わせて「幼児園」として運営しているが、「瑞浪市幼稚園の設置及び管理に関する条例」は教育委員会の管轄の条例であるが、「瑞浪市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例」は、社会福祉課の所管の条例であり教育委員会では審議しない。

委員長

その他に質疑はあるか。

各委員

—質疑なし—

委員長

それでは、質疑を終結し採決を行う。  
「議第7号 瑞浪市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり承認することに異議はないか。

各委員

—異議なし—

委員長

ご異議ないものと認める。よって、「議第7号」は、原案のとおり決する。

委員長

つづいて、「議第8号 瑞浪市生涯学習推進委員会設置要綱の制定について」を議題とする。  
事務局に説明を求める。

社会教育課長

議案資料により説明する。

委員長

本案について、質疑はあるか。

加藤委員

生涯学習推進委員会に市民部会の代表が入るのか。

社会教育課長

その通りである。

五嶋委員

生涯学習推進委員と市民部会委員は現在何名いるか。

社会教育課長

生涯学習推進委員は18名、市民部会委員は8名である。

委員長

その他に質疑はあるか。

各委員

—質疑なし—

委員長

それでは、質疑を終結し採決を行う。  
「議第8号 瑞浪市生涯学習推進委員会設置要綱の制定について」を原案のとおり承認することに異議はないか。

各委員	—異議なし—
委員長	ご異議ないものと認める。よって、「議第8号」は、原案のとおり決する。
委員長	つづいて、「議第9号 平成26年度瑞浪市教育費にかかる3月補正予算（第7号）について」を議題とする。 事務局に説明を求める。
各課長	議案資料により説明する。
委員長	本案について、質疑はあるか。
教育長	減額補正はなぜ必要か、事務局から教育委員の皆さんに説明をお願いします。
局長	毎年、予算作成は前年度（事業開始年度）の半年前程から始まり年度末の3月議会に上程し議決を経て、翌年度事業を実施し予算執行する。半年以上前に予算計上するので実際の費用とかい離する場合もある。また、例えば基金を取り崩して事業を執行する場合など、必要以上に基金を取り崩すことのないようにするために予定していた支出額が減った場合などの例もある。 よって、事業額が確定した時点で不用額の減額補正を行うものである。
教育長	決算は、当初予算でなく補正後の予算で行うものか。
局長	はい。例えば当初予算が100万円で3月補正予算により20万円減した場合80万円が決算上の予算額となる。 教育委員会で行う事業点検評価についても補正後の予算額に対して事業評価を行っている。
委員長	その他に質疑はあるか。
各委員	—質疑なし—
委員長	それでは、質疑を終結し採決を行う。 「議第9号 平成26年度瑞浪市教育費にかかる3月補正予算（第7号）について」を原案のとおり承認することに異議はないか。
各委員	—異議なし—
委員長	ご異議ないものと認める。よって、「議第9号」は、原案のとおり決する。

委員長	つづいて、「議第10号 平成27年度瑞浪市教育費にかかる予算について」を議題とする。 事務局に説明を求める。
各課長	議案資料により説明する。
委員長	本案について、質疑はあるか。
矢野委員	陶公民館の指定管理料は高額だが、人件費の占める割合が大きいか。
社会教育課長	前期の最終年1年分と後期5年分で6年分の債務負担行為であるため高額となっているが、そのうち人件費は約7割を占めている。
教育長	教育費の総予算は19億7000万円程で、市の一般会計の予算は156億円程であり、市の総予算の約13パーセントを教育費が占めることとなる。小・中学生の子ども一人あたり50万円程かかる計算となる。 国費と合わせると、小学生一人あたり年間85万円程、中学生は一人あたり100万円程と言われている。 小学生6年間で500万円程、中学生3年間で300万円程掛かり、合計800万円となる。
委員長	その他に質疑はあるか。
各委員	—質疑なし—
委員長	それでは、質疑を終結し採決を行う。 「議第10号 平成27年度瑞浪市教育費にかかる予算について」を原案のとおり承認することに異議はないか。
各委員	—異議なし—
委員長	ご異議ないものと認める。よって、「議第10号」は、原案のとおり決する。
委員長	つづいて、「議第11号 瑞浪市中央公民館の特別に開館する日について」及び「議題12号 瑞浪市民図書館の特別に開館する日及び特別に休館する日の承認について」の2議案を議題とする。 事務局に説明を求める。
社会教育課長	議案資料により説明する。
教育長	恒常的に、毎年教育委員会定例会で次年度以降の「特別に開館する日」

について協議せず条例改正を行うこととしていたにもかかわらず、今回条例改正をしないことについて説明を求める。

社会教育課長

指定管理者が運営している各地区公民館等への影響について（開館日の変更に伴い人件費の積算に変更が生じる等）検討するため、今年度の各館の設置及び管理に関する条例の改正は見合わせた。

教育長

来年度はどうする予定か。

社会教育課長

平成27年度の年度始めに、それぞれの指定管理運営団体で協議をしていただき、担保を取ってから条例改正を行う予定である。

五嶋委員

「指定管理団体から担保を取る」とは、中央公民館と地区公民館の休館日を別にすることの了解を得るということか。

社会教育課長

指定管理運営団体と条件整備等に向けて協議していくということである。

局長

条例では、中央公民館・地区公民館を含めた一本の条例で開館時間を定めているので、地区公民館がせつかく企業努力の中で開館していただいているにもかかわらず、条例違反となってもいけないので、各地区公民館から意見聴取した上で条例改正したい。

教育長

開館時間等を「指定管理者が決定する」又は「公民館長が決定する」とし、条例の中に定めてはいけないか。

局長

指定管理者と結んだ協定内容を変更するには、市長の承認を得なければならない、その前段に教育委員の皆さんに意見を伺う訳だが、指定管理者や地区公民館で決定できるようにすることも含めて協議して平成27年度中に目途を付けたいと考えている。

委員長

その他に質疑はあるか。

各委員

—質疑なし—

委員長

それでは、質疑を終結し採決を行う。  
「議第11号 瑞浪市中央公民館の特別に開館する日について」及び「議題12号 瑞浪市民図書館の特別に開館する日及び特別に休館する日の承認について」の2議案を原案のとおり承認することに異議はないか。

各委員

—異議なし—



委員長                   ご異議ないものと認める。よって、「議第11号」及び「議第12号」は、原案のとおり決する。

委員長                   つづいて、「議第13号 瑞浪市化石博物館の特別に会館する日について」から「議第18号 瑞浪市日吉スポーツ施設の特別に開館する日について」までの6議案を一括議題とする。  
事務局に説明を求める。

スポーツ文化課長       議案資料により説明する。

委員長                   本案について、質疑はあるか。

各委員                   —質疑なし—

委員長                   それでは、質疑を終結し採決を行う。  
「議第13号 瑞浪市化石博物館の特別に会館する日について」から「議第18号 瑞浪市日吉スポーツ施設の特別に開館する日について」までの6議案を原案のとおり承認することに異議はないか。

各委員                   —異議なし—

委員長                   ご異議ないものと認める。よって、「議第13号」から「議第18号」の6議案は、原案のとおり決する。

                              以上で本定例会に提出されたすべての議案の審議が終わり、本日の日程が終了したので、これにて、平成27年第2回瑞浪市教育委員会定例会を閉会する。

15時30分終了